

## 三次市会計年度任用職員受験案内

職種・職の概要	みよしまちづくりセンター事務員 みよしまちづくりセンターの管理運営の目的で設置する職であり、施設利用者の受付・利用者対応、施設維持管理、相談業務等を担います。
募集人数	パートタイム（日々雇用）：1人程度
申込受付期間	令和8年1月30日（金）午前8時30分から 令和8年2月5日（木）午後5時15分まで
業務内容	みよしまちづくりセンターの管理運営に関する業務（施設利用者の受付事務、利用者対応（機器操作）、相談業務ほか）
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <p>1 令和8年4月1日に日々雇用登録可能である人 2 共生社会推進課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり2日程度）の勤務が可能である人</p> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
受験手続	<p>1 提出書類</p> <p>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】</p> <p>必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み</p> <p>申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送</p> <p>提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（みよしまちづくりセンター事務員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。</p> <p>※提出された書類等はお返しません。</p>
試験	書類選考。これまでの勤務実績・態度及び能力等を考慮して選考します。 ※履歴書の内容について、確認させていただくことがあります。

審査・ 合格～採用	審査	合否については、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	令和8年2月25日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
任用		繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、共生社会推進課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。
個人情報の取扱い		履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。なお、配属先が決定した後、履歴書（申込書）の写しを各所属長へ提供します。
主な勤務条件	任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	みよしまちづくりセンター (三次市十日市西六丁目10番45号)
	勤務時間	1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり2日程度で共生社会推進課から勤務を依頼した期間 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	(行政職給料表1-11号給) 日額9,772円（時間単位で勤務する場合：1,261円）
	手当制度	時間外勤務報酬、通勤手当相当費用弁償、地域手当ほか
	福利厚生	災害補償
	服務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
申込・ 問合せ先	分限・懲戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。
		〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市地域共創部共生社会推進課共生社会推進係（市役所東館3階） TEL 0824-62-6242 FAX0824-62-6235 受付時間：月～金曜日の8:30～17:15（祝日を除く）

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。